

# 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン フジタガクエン 学校法人 藤田学園								
フリガナ大学の名称	フジタイカダイガク 藤田医科大学 (Fujita Health University)								
大学本部の位置	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98								
大学の目的	本学は建学の理念である「独創一理」を踏まえ、教育基本法、学校教育法に基づき、医学、医療科学、保健衛生学の教育ならびに研究を行い、激変する社会機構と高度医療機構における先進の医療系総合大学として、我が国の医療科学水準の向上と公衆衛生の改善に貢献することを目的とする。								
新設学部等の目的	<収容定員の変更の理由> 地域の医療を担う医師の要請を推進する観点から、入学定員110名から120名に増員することとした。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の10名の入学定員の増員は、令和4年度の臨時定員増である。
	医学部	年	人	年次人	人		年月 第年次	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98  同上	
	医学科	6	120 (110)	—	720 (660)	学士(医学) 【Medical Doctor】	令和2年4月 第1年次		
	医療科学部		230		885				
	医療検査学科	4	140	—	560	学士(医療検査科学) 【Bachelor of Science in Medical Technology】	平成31年4月 第1年次		
	放射線学科	4	90	—	325	学士(診療放射線技術学) 【Bachelor of Radiological Technology】	昭和62年4月 第1年次		
	臨床検査学科	4	—	—	—	学士(保健衛生学) 【Bachelor of Health Sciences】	昭和43年4月 第1年次		
	臨床工学科	4	—	—	—	学士(臨床工学) 【Bachelor of Clinical Engineering】	平成20年4月 第1年次		
医療経営情報学科	4	—	—	—	学士(医療経営情報学) 【Bachelor of Medical Management and Information】	平成20年4月 第1年次			
保健衛生学部		250		1000			同上		

年度	入学定員(人)	編入学定員(人)	収容定員(人)
令和3	120	0	720
令和4	120	0	720
令和5	110	0	710
令和6	110	0	700
令和7	110	0	690
令和8	110	0	680
令和9	110	0	670
令和10	110	0	660

	看護学科	4	135	—	540	学士(看護学) 【Bachelor of Nursing】	平成31年4月 第1.2.3.4年次			
	リハビリテーション学科 理学療法専攻	4	70	—	280	学士(理学療法学) 【Bachelor of Physical Therapy】	平成31年4月 第1.2.3.4年次			
	リハビリテーション学科 作業療法専攻	4	45	—	180	学士(作業療法学) 【Bachelor of Occupational Therapy】	平成31年4月 第1.2.3.4年次			
	計		600 (590)	—	2605 (2545)					
	同一設置者内における 変更状況 (定員の移行, 名称の 変更等)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位				
教員 組 織 の 分 割 概 要	学部等の名称			専任教員等					兼任 教員等	
	新 設	医学部 医学科		教授 人	准教授 人	講師 人	助教 人	計 人	助手 人	人
				121 (121)	102 (102)	150 (150)	405 (405)	778 (778)	115 (115)	108 (108)
		医療科学部 医療検査学科		10 (10)	8 (8)	10 (10)	6 (6)	34 (34)	3 (3)	38 (38)
		放射線学科		5 (5)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	17 (17)	1 (1)	30 (30)
		保健衛生学部 看護学科		8 (8)	9 (9)	11 (11)	14 (14)	42 (42)	1 (1)	22 (22)
		リハビリテーション学科		8 (8)	8 (8)	12 (12)	15 (15)	43 (43)	0 (0)	36 (36)
	計		152 (152)	134 (134)	187 (187)	442 (442)	915 (915)	120 (120)	234 (234)	
	既 設	なし		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計		152 (152)	134 (134)	187 (187)	442 (442)	915 (915)	120 (120)	234 (234)		
教員 以外 の 職 員 の 概 要	職 種			専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員			473人 (473)		311人 (311)		784人 (784)		
	技 術 職 員			3,637 (3,637)		103 (103)		3,740 (3,740)		
	図 書 館 専 門 職 員			7 (7)		3 (3)		10 (10)		
	そ の 他 の 職 員			211 (211)		234 (234)		445 (445)		
計			4,328 (4,328)		651 (651)		4,979 (4,979)			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	215,947.83 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	215,947.83 m <sup>2</sup>				
	運 動 場 用 地	46,351.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	46,351.00 m <sup>2</sup>				
	小 計	262,298.83 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	262,298.83 m <sup>2</sup>				
	そ の 他	128,051.11 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	128,051.11 m <sup>2</sup>				
合 計	390,349.94 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	390,349.94 m <sup>2</sup>					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		50,998.06 m <sup>2</sup> (50,998.06 m <sup>2</sup> )	0.00 m <sup>2</sup> (0.00 m <sup>2</sup> )	0.00 m <sup>2</sup> (0.00 m <sup>2</sup> )	50,998.06 m <sup>2</sup> (50,998.06 m <sup>2</sup> )				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体			
	72 室	64 室	128 室	3 室 (補助職員0人)	1 室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
				251 室					
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	178,243 [80,375] (178,243 [80,375])	2,716 [1,890] (2,716 [1,890])	2,027 [803] (2,027 [803])	4,424 (4,424)	17,009 (17,009)	29 (29)		
	計	178,243 [80,375] (178,243 [80,375])	2,716 [1,890] (2,716 [1,890])	2,027 [803] (2,027 [803])	4,424 (4,424)	17,009 (17,009)	29 (29)		
図書館		面積	閲覧座席数		取 納 可 能 冊 数		大学全体		
		3,364.49 m <sup>2</sup>	280		200,000冊				
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体		
		3,344.71 m <sup>2</sup>	弓道場						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当たり研究費等		360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円
		共同研究費等		17,741千円	17,741千円	17,741千円	17,741千円	17,741千円	17,741千円
		図書購入費	13,800千円	13,800千円	13,800千円	13,800千円	13,800千円	13,800千円	13,800千円
		設備購入費	170,928千円	170,928千円	170,928千円	170,928千円	170,928千円	170,928千円	170,928千円
	学生1人当たり 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		6,300千円	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700		
学生納付金以外の維持方法の概要		経常的経費については、学生納付金以外に法人本部からの繰入金にて維持する							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	藤田医科大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	医学部	年	人	年次人	人		倍		
	医 学 科	6	110	—	660	学士(医学)	1.00	昭和47年度	
	医療科学部						1.05		
	医療検査学科	4	140	—	560	学士(医療検査科学)	1.00	平成31年度	
	放射線学科	4	90	—	325	学士(診療放射線技術学)	1.10	昭和62年度	
	臨床検査学科	4	—	—	—	学士(保健衛生学)	—	昭和43年度	
臨床工学科	4	—	—	—	学士(臨床工学)	—	平成20年度		
医療経営情報学科	4	—	—	—	学士(医療経営情報学)	—	平成20年度		
保健衛生学部						1.00			

看護学科	4	135	—	540	学士(看護学)	1.00	平成31年度
リハビリテーション学科							
理学療法専攻	4	70	—	280	学士(理学療法学)	1.00	平成31年度
作業療法専攻	4	45	—	180	学士(作業療法学)	1.00	平成31年度
附属施設の概要	<p>名称：藤田医科大学病院</p> <p>目的：診療</p> <p>所在地：愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98</p> <p>開院年月日：昭和48年5月29日</p> <p>土地面積：228,899.40㎡</p> <p>建物面積：延 179,605.06㎡</p> <p>病床数：1,435床</p>						
	<p>名称：藤田医科大学ばんだね病院</p> <p>目的：診療</p> <p>所在地：愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目6番10号</p> <p>開院年月日：昭和46年10月1日</p> <p>土地面積：6,098.86㎡</p> <p>建物面積：延 31,416.22㎡</p> <p>病床数：370床</p>						
	<p>名称：藤田医科大学七栗記念病院</p> <p>目的：診療</p> <p>所在地：三重県津市大鳥町424番地の1</p> <p>開院年月日：昭和62年4月20日</p> <p>土地面積：11,524.90㎡</p> <p>建物面積：延 13,101.27㎡</p> <p>病床数：218床</p>						
	<p>名称：藤田医科大学総合医科学研究所</p> <p>目的：医学分野の研究</p> <p>所在地：愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98</p> <p>開設年月日：昭和47年4月1日</p> <p>土地面積：978.24㎡</p> <p>建物面積：延 3,261.44㎡</p>						
	<p>名称：藤田医科大学中部国際空港診療所</p> <p>目的：診療</p> <p>所在地：愛知県常滑市セントレア一丁目1番地 旅客ターミナルビル2階</p> <p>開院年月日：平成17年2月1日</p>						

<p>建物面積：延 171.84㎡</p> <p>名称：藤田医科大学地域包括ケア中核センター</p> <p>目的：医療・福祉</p> <p>所在地：愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98</p> <p>開設年月日：平成25年2月1日</p> <p>建物面積：延 122.05㎡</p>
<p>名称：藤田医科大学岡崎医療センター</p> <p>目的：診療</p> <p>所在地：愛知県岡崎市針崎町字五反田1番地</p> <p>開院予定年月日：令和2年4月1日</p> <p>土地面積：29,717.19㎡</p> <p>建物面積：延 37,663.60㎡</p> <p>病床数：400床</p>

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要

(医学部医学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
医療人の教養	近現代文学	1前・後				○								兼1	
	論理学	1前・後				○								兼1	
	人類学	1前・後				○								兼1	
	社会学	1前・後				○								兼1	
	歴史学	1前・後				○								兼1	
	教育学	1前・後				○								兼1	
	法学	1前・後				○								兼3	オムニバス
	経済学	1前・後				○								兼2	オムニバス
	スポーツ科学	1通		1.0		○				1				兼3	※実習 オムニバス
小計(9科目)	-	0.0	5.0	0		-		0	1	0	0	0	兼14	-	
外国語Ⅰ	英語	1通	3.0			○			2	1				兼8	オムニバス
	Medical English I	1通	0.5			○			2						オムニバス
	ドイツ語	1通				○								兼1	
	フランス語	1通				○								兼1	
	中国語	1通				○								兼1	
	ポルトガル語	1通				○								兼1	
小計(6科目)	-	3.5	2.0	0		-		2	2	1	0	0	兼12	-	
情報の基礎	基礎データサイエンス	1通	2.0			○			1	1					※演習 オムニバス
	小計(1科目)	-	2.0	0.0	0		-		1	2	1	0	0		-
科学の基礎	読書ゼミナール -科学研究の基礎Ⅰ-	1前	0.5			○			8	6	7	3			※演習 オムニバス
	小計(1科目)	-	0.5	0.0	0		-		8	6	7	3	0		-
人の行動と心理Ⅰ	人の行動と心理Ⅰ	1前	1.0			○					1				
	小計(1科目)	-	1.0	0.0	0		-		0	0	1	0	0		-
医療人のプロフェッションⅠ	医学教育入門	1前	1.0			○			8	2	2			兼4	※演習 オムニバス
	生老病死の人間学	1前	1.0			○			3					兼14	オムニバス
	生命倫理学	1後	1.0			○			1					兼4	オムニバス
	プロフェッションナリズムⅠ	1後	0.5			○			2	1	1			兼2	※演習、実習 オムニバス
	早期臨床体験	1通	1.0			○			2		1			兼1	※実習 オムニバス
	小計(5科目)	-	4.5	0.0	0		-		11	2	4	0	0	兼18	-
生命の基礎	生命科学	1通	2.5			○			2	1	1			兼1	※実習 オムニバス
	物理学	1通	2.5			○			2						※実習 オムニバス
	化学	1通	2.5			○			2	1	1			兼1	※実習 オムニバス
	小計(3科目)	-	7.5	0.0	0		-		2	3	1	0	0	兼2	-
人体の機能Ⅰ	細胞の生理	1後	1.0			○			2	1		2			※実習 オムニバス
	細胞から個体へ	1後	3.5			○					2	1		兼4	※実習 オムニバス
	人体の構造Ⅰ	1後	5.0			○			1		2	2			※実習 オムニバス
	小計(3科目)	-	9.5	0.0	0		-		3	1	4	5	0	兼4	-
外国語Ⅱ	Medical EnglishⅡ	2通	1.0			○				1				兼8	オムニバス
	小計(1科目)	-	1.0	0.0	0		-		1		0	0	兼8	-	
科学の基礎Ⅱ	Human Biology	2通	1.0			○			6	3	6	3			※演習 オムニバス
	小計(1科目)	-	1.0	0.0	0		-		6	3	6	3	0		-
人の行動と心理Ⅱ	人の行動と心理Ⅱ	2後	1.0			○			2	2				兼6	オムニバス
	小計(1科目)	-	1.0	0.0	0		-		2	2	0	0	0	兼6	-
医療人のプロフェッションⅡ	プロフェッションナリズムⅡ	2後	0.5			○			2					兼2	※演習、実習 オムニバス
	小計(1科目)	-	0.5	0.0	0		-		2	0	0	0	0	兼2	-
人体の機能Ⅱ	人体の構造Ⅱ	2前	3.0			○			2		2	2		兼3	※実習 オムニバス
	人体の生理	2前	8.0			○			3	2	2	2		兼4	※実習 オムニバス
	人体を構成する物質と化学反応	2通	4.5			○			1		3	1		兼2	※実習 オムニバス
	生体と薬物	2通	4.0			○			1	1	1	2		兼4	※実習 オムニバス
	小計(4科目)	-	19.5	0.0	0		-		7	3	7	7	0	兼13	-

教 育 課 程 等 の 概 要															
(医学部医学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
病態因Ⅰと病	病気と生体応答	2後	3.0			○			7	2		2	1	兼1	※実習 オムニバス
	疾患の遺伝的要素	2後	1.0			○			3	1					オムニバス
	アレルギーと生体防御	2前	1.5			○			1						オムニバス
	小計(3科目)	-	5.5	0.0	0	-			10	2	0	2	1	兼1	-
病態因Ⅱと	細菌・真菌と感染	2後	3.5			○			1	1	1	1		兼1	※実習 オムニバス
	ウイルス・寄生虫と感染	2後	3.0			○			1	1	3				※実習 オムニバス
	小計(2科目)	-	6.5	0.0	0	-			2	2	4	1		兼1	-
医社療会Ⅰと	疫学	2後	1.0			○			2		3			兼1	※演習 オムニバス
	医学統計学	2前	1.0			○			2		3			兼1	※演習 オムニバス
	小計(2科目)	-	2.0	0.0	0	-			2	0	3	0	0	兼2	-
語外Ⅲ国	Medical EnglishⅢ	3通	1.0			○				1				兼9	オムニバス
	小計(1科目)	-	1.0	0.0	0	-			0	1	0	0	0	兼9	-
の科学基礎Ⅲ	医学研究入門	3後	1.0			○			3						オムニバス
	医学研究演習	3後	6.0					○	61						オムニバス
	小計(2科目)	-	7.0	0.0	0	-			58	0	0	0	0		-
メンタルヘルスの基礎Ⅲ	プロフェッショナリズムⅢ	3後	0.5			○			2		1			兼6	※演習、実習 オムニバス
	小計(1科目)	-	0.5	0.0	0	-			2	0	1	0	0	兼6	-
態と病Ⅲ病因	臓器の疾患と生体応答	3前	1.5			○			4	1		1			※実習 オムニバス
	小計(1科目)	-	1.5	0.0	0	-			4	1	0	1	0		-
医社療会Ⅱと	予防医学	3通	2.0			○			1		3			兼4	※実習 オムニバス
	公衆衛生学	3通	2.0			○			2	1	1	1		兼7	※実習 オムニバス
	小計(2科目)	-	4.0	0.0	0	-			3	1	4	1	0	兼11	-
診療の基本Ⅰ	臨床検査	3前	1.5			○			2	1	1			兼3	オムニバス
	画像診断Ⅰ	3後	1.0			○			3	1	2			兼6	オムニバス
	PBLⅠ	3後	1.0			○			5	1	5			兼1	※演習 オムニバス
	基本的診療技能Ⅰ	3後	0.5			○			3		1			兼3	※実習 オムニバス
	小計(4科目)	-	4.0	0.0	0	-			12	3	7	0	0	兼13	-
臨床医学系	救急医学	3前	1.0			○			2			2		兼2	オムニバス
	東洋医学	3前	0.5			○			1	1	1	2		兼2	オムニバス
	血液系	3前	1.0			○			2	2	2	1		兼2	オムニバス
	神経系	3通	1.5			○			9	4	2	1		兼1	オムニバス
	運動器系	3後	2.0			○			2	4	5	1			オムニバス
	循環器系	3前	2.5			○			6	7	2	1		兼5	オムニバス
	呼吸器系	3前	1.0			○			5	1	7			兼1	オムニバス
	消化器系	3前	4.0			○			14	6	7			兼2	オムニバス
	腎臓内科系	3前	1.0			○			3	1	3				オムニバス
	腎・尿路・生殖器外科系	3後	1.0			○			4	1	3			兼1	オムニバス
	女性生殖器系	3後	1.5			○			4	1	2			兼2	オムニバス
	内分泌代謝系・乳腺疾患	3後	2.0			○			4		5			兼2	オムニバス
	精神・行動系	3前	1.5			○			2	1	4			兼3	オムニバス
	膠原病系	3前	1.0			○			2	1	2	1		兼4	オムニバス
	感染症系	3前	1.0			○			1	1	1	2			オムニバス
	腫瘍の病態、診断と治療	3前	1.0			○			6	3				兼1	オムニバス
	成長・発達・小児系	3前	3.0			○			4	4	4	2		兼2	オムニバス
小計(17科目)	-	26.5	0.0	0	-			70	37	51	13	0	兼30	-	
態と病Ⅳ病因	病態病理実習	4前	0.5					○	3	2		2			オムニバス
	小計(1科目)	-	0.5	0.0	0	-			3	2	0	2	0		-
医社療会Ⅲと	地域医療・介護	4前	0.5			○			1					兼6	オムニバス
	法医学	4前	2.0			○			1			2		兼3	オムニバス
	小計(2科目)	-	2.5	0.0	0	-			2	0	0	2	0	兼9	-
診療の基本Ⅱ	画像診断Ⅱ	4前	2.0			○			5	2	6	1		兼7	オムニバス
	PBLⅡ	4前	1.0			○			4	1	3	1			※演習 オムニバス
	基本的診療技能Ⅱ	4前	2.0					○	20	3	3			兼3	※講義 オムニバス
	小計(3科目)	-	5.0	0.0	0	-			27	5	11	2	0	兼10	-

別記様式第2号（その2の1） 基礎となる学部等の教育課程等の概要

(用紙 日本工業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要															
(医学部医学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
臨床医学系	症候・病態	4前	1.0			○			4	2	2	9	1	兼3	オムニバス
	周術期医学	4前	2.0			○			11	3	1	4		兼2	オムニバス
	リハビリテーション医学	4前	1.0			○			3	4	3			兼4	オムニバス
	皮膚・形成系	4前	1.0			○			2	4	4				オムニバス
	眼・視覚系	4前	1.0			○			2	2	1	2			オムニバス
	耳鼻咽喉・口腔系	4前	1.0			○			3	1	2	3	1		オムニバス
	緩和ケア	4前	1.0			○			1	1	2			兼3	オムニバス
	加齢・高齢者系	4前	0.5			○			2		1			兼3	オムニバス
小計(8科目)	-	8.5	0.0	0			-	27	17	16	16	2	兼14	-	
臨床医学系	臨床実習	4後～5通	65.0					○	74	55	100				オムニバス
	小計(1月科目)	-	65.0	0.0	0			-	74	55	100	0	0		-
総合医学系	選択制臨床実習	6前	8.0					○	74	54	98				オムニバス
	総合医学	6通	4.0			○			17	9	15	4			オムニバス
小計(2科目)	-	12.0	0.0	0			-	91	63	113	4	0		-	
合計(90科目)		-	203.5	7.0	0				113	72	98	62	3	兼161	
学位又は称号		学士(医学)		学位又は学科の分野			医学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
医学部医学科教育課程に定める授業科目を配当年次に全て履修し、次の各号の条件を全て満たすことを卒業の条件とする。 1. 卒業試験に合格すること。 2. 大学が指定する卒業要件を全て満たすこと。 【卒業試験の合否判定】 ① 卒業試験I(8月末実施予定)の得点3割と卒業試験II(11月末実施予定)の得点7割を合算した卒業試験総合成績を用いて12月中旬に行う。 ② ①で卒業認定された学生の内、下位40名程度を卒業保留者とする。卒業保留者は、卒業保留者追試験(1月下旬実施予定)を受験する。卒業試験総合成績5割と卒業保留者追試験成績5割を合算した総合成績を用いて1月下旬に行う。								1学年の学期区分		2期					
								1学期の授業期間		15週					
								1時限の授業時間		70分					

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

学校法人藤田学園 認可申請に関わる組織の移行表

令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
藤田医科大学				藤田医科大学				
医学部				医学部				
医学科	<u>110</u>	--	<u>660</u>	医学科	<u>120</u>	--	<u>720</u>	定員変更 (10)
医療科学部				医療科学部				
医療検査学科	140	--	560	医療検査学科	140	--	560	
放射線学科	90	--	360	放射線学科	90	--	360	
保健衛生学部				保健衛生学部				
看護学科	135	--	540	看護学科	135	--	540	
リハビリテーション学科				リハビリテーション学科				
理学療法専攻	70	--	280	理学療法専攻	70	--	280	
作業療法専攻	45	--	180	作業療法専攻	45	--	180	
	<u>590</u>	--	2,580		<u>600</u>	--	<u>2,640</u>	
藤田医科大学大学院				藤田医科大学大学院				
医学研究科				医学研究科				
医学専攻	52	--	208	医学専攻	52	--	208	
保健学研究科				保健学研究科				
保健学専攻	50	--	100	保健学専攻	50	--	100	
医療科学専攻	8	--	24	医療科学専攻	8	--	24	
計	110	--	332	計	110	--	332	

le マップを検索する

時間、交通状況、付近の場所を表示

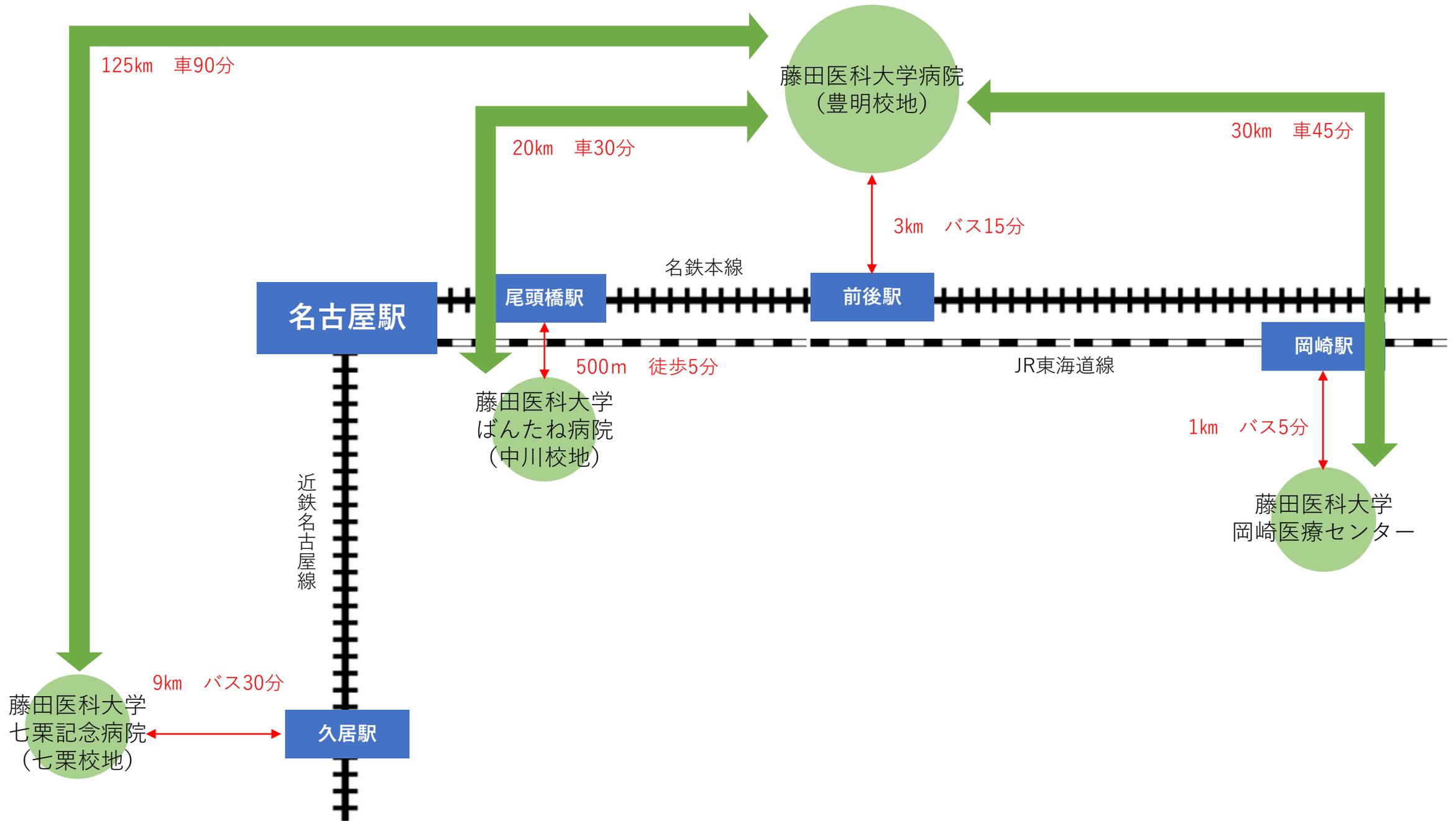


藤田医科大学 ばんだね病院

藤田医科大学病院

藤田医科大学 七栗記念病院

藤田医科大学 岡崎医療センター





# 藤田医科大学学則

学校法人 藤田学園

# 藤田医科大学学則

昭和51年規程第1号

施行 昭和51年4月1日

改正 令和3年1月1日

## 第1章 総 則

### 第1節 目的及び構成

(目 的)

第1条 藤田医科大学（以下、本学という）は、学校法人藤田学園寄附行為第5条に基づき設置され、教育基本法、学校教育法に基づき、「独創一理」の建学の理念の下に、激変する社会機構と高度医療社会における先進の医療系総合大学として、医学、臨床検査学、看護学、放射線学、理学療法学、作業療法学、臨床工学及び医療経営情報学の教育並びに研究を行い、独創的探究心と謙虚で豊かな人間性を有し、地域の保健、医療、福祉に貢献できる「良き医療人」を育成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2. 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(学部及び学科とその人材の養成に関する目的)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

医 学 部	医 学 科
医 療 科 学 部	医 療 検 査 学 科
	臨 床 検 査 学 科
	放 射 線 学 科
	臨 床 工 学 科
	医 療 経 営 情 報 学 科
保 健 衛 生 学 部	看 護 学 科
	リハビリテーション学科
	理 学 療 法 専 攻
	作 業 療 法 専 攻

2. 前項に定める学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的は、別表1に定めるとおりとする。

(大 学 院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

2. 大学院に関する規則は、別に定める。

(附置施設)

第 3 条 本学図書館、大学病院、研究所及びその他教育研究に必要な施設を附置する。

2. 図書館、大学病院、研究所及びその他教育研究施設に関する規程は、別に定める。

(職員)

第 4 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2. 本学に、副学長、学長補佐、学部長、副学部長、学部長補佐、学科長、学科長補佐、研究所長及び技術職員その他必要な職員を置くことができる。
3. 教職員に関する規程は、別に定める。

(学長、副学長及び学長補佐)

第 4 条の 2 学長は、校務をつかさどり、本学に所属する教職員を統督する。

2. 副学長は学長を助け、かつ学長の命を受けて校務をつかさどり、学長補佐は学長を助ける。

(学部長、副学部長及び研究所長)

第 4 条の 3 学部長は学部に関する校務をつかさどり、学科長は学科に関する校務をつかさどるとともに学部長を助ける。

2. 副学部長及び学部長補佐は学部長を、学科長補佐は学科長を助ける。
3. 研究所長は、研究所に関する校務をつかさどる。

(教授会)

第 5 条 本学に、教授会を置く。なお、教授会は、医学部、医療科学部、保健衛生学部及び総合医科学研究所に組織する。

2. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長、研究所長等教授会が置かれる組織の長（以下、学長等という）がつかさどる教育研究に関する事項のうち、別に定める事項について、学長等の求めに応じて審議し、意見を述べることができる。

4. 教授会は、第 2 項及び前項に定める場合のほか、教育研究に関する事項について審議し、その結果を学長等に伝えることができる。

5. 必要ある場合は、准教授その他の教職員を参加させることができる。

6. 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

(全学教学運営委員会)

第 5 条の 2 本学に、学長のリーダーシップの下、教育、研究、社会貢献等の機能を最大限に高めることを目的として、全学的な教学マネジメントを行う全学教学

運営委員会を設ける。

2. 全学教学運営委員会は、学長、副学長、学長補佐、学部長及びその他学長が必要と認める教職員をもって組織する。
3. 全学教学運営委員会の運営に関する規程は、別に定める。

## 第2節 修業年限及び収容定員

(修業年限)

第6条 学生の修業年限は、次のとおりとする。

医学部	6年
医療科学部	4年
保健衛生学部	4年

ただし、同一学年の在学年数は、原則として2ヵ年以内とし、卒業までの在学合計年数は、医学部については12年、医療科学部及び保健衛生学部にあつては、8年を越えることはできない。

2. 第16条に定める休学の期間（以下、休学期間という）は、在学期間に算入しない。

(収容定員)

第7条 本学各学部の収容定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
医学部	医学科	110人	660人
医療科学部	医療検査学科	140人	560人
	臨床検査学科	募集停止	--
	放射線学科	90人	360人
	臨床工学科	募集停止	--
	医療経営情報学科	募集停止	--
保健衛生学部	看護学科	135人	540人
	リハビリテーション学科		
	理学療法専攻	70人	280人
	作業療法専攻	45人	180人

## 第2章 学部通則

### 第1節 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年を分けて次のとおりとする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 10 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日 曜 日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 本学開学記念日（10月10日）
- (4) 創設者総長藤田啓介先生顕彰の日（6月11日）
- (5) 春 季 休 業  
3月16日から3月31日まで
- (6) 夏 季 休 業  
医 学 部：7月21日から8月31日まで  
医 療 科 学 部：8月1日から9月17日まで  
保 健 衛 生 学 部：8月1日から9月17日まで
- (7) 冬 季 休 業  
12月21日から翌年1月7日まで

2. 学長は必要により休業日を変更し、又は休業日に実習・見学等を行うことができる。

## 第 2 節 入 学

(入 学 期)

第 11 条 入学の時期は、毎年度、学年の始めとする。

(入学資格)

第 12 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること及びその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学試験審査により、高等学校を卒業した者と同程度以上の学力があると認めた者

(入学出願手続)

第 13 条 入学を志願する者は、本学指定の入学願書その他必要書類に所定の入学検

定料を添え、定められた期間内に提出しなければならない。

(入学者選抜)

第 14 条 学長は、入学を志願する者について、選考の上、合格者を決定する。

2. 学長は、選考期日及び選考方法について、その都度定める。

(入学手続)

第 15 条 選考の結果、合格した者は、指定の期日までに所定の入学金及び学費を納付し、別に定める手続きを完了しなければならない。

2. 学長は、前項の手続きを完了した者及び本学が別に定める手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

### 第 3 節 休学、復学、転学、編入学、退学、再入学及び除籍

(休学)

第 16 条 学長は、疾病その他やむを得ない事由により 2 ヶ月以上修学することができないとして、その事由を記載して保証人連署の上、休学を願い出た者があるときは、これを許可することができる。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

2. 学長は、疾病その他の事由により修学することが不相当と認めるときは、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 17 条 休学期間は、当該年度をまたぐことができない。ただし、学長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

2. 前項ただし書にかかわらず、休学期間は、通算してそれぞれ所属する学部  
の修業年限を越えることができない。

(復学)

第 18 条 学長は、休学期間内に疾病その他の事由が止んだとして保証人連署の上、復学を願い出た者があるときは、これを許可することができる。ただし、休学の事由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第 19 条 学長は、他の大学への転学を希望するとして、その事由を記載して保証人連署の上、転学を願い出た者があるときは、これを許可することができる。

(編入学)

第 20 条 学長は、本学への編入学を志願する者があるときは、これを許可することができる。

2. 本学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 医学部においては、4 年制以上の大学を卒業した者（学士）で、かつ医学部への編入学を志願する者

(2) 医療科学部及び保健衛生学部においては、次のいずれかに該当する者で、かつ当該学部への編入学を志願する者

①医療系の 3 年制短期大学又は専修学校専門課程を卒業した者

- ② 4年制以上の大学の医療系の学部で3年次以上の課程を修めた者
  - ③ 外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者
  - ④ 学長が前各号の課程を修了したのと同様以上の要件を満たすと認定した者
3. 学長は、第1項の許可をするときは、編入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、第2項第2号の者に係る在学すべき年数について、決定しなければならない。
  4. 第2項各号の者が前項の許可を得た場合に編入学する年次は、次の各号のとおりとする。
    - (1) 第2項第1号に該当する者 2年次
    - (2) 第2項第2号に該当する者 相当すると学長が決定した年次
  5. 第2項第1号の者が編入学した場合の修業年限は5年とする。ただし、同一学年の在学年数は、原則として2ヵ年以内とし、卒業までの在学合計年数は10年を越えることはできない。
  6. 第2項第2号の者が編入学した場合、在学すべき年数の2倍に相当する年数を越えて在学することはできない。
  7. 編入学の出願手続きは第13条を準用し、入学金等の学費は第34条を適用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条の2 学長は、転学科を希望する者が、転学科を願い出た場合において、学部が転学科の要領を定め、かつ学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。なお、転学科の手続きについては、別に定める。

(退学)

第21条 学長は、退学を希望する者が、その事由を記載して保証人連署の上、退学を願い出たときは、これを許可することができる。

(再入学)

第22条 学長は、前条により退学した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

(除籍)

第23条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当したときは、これを除籍する。

- (1) 正当の事由がなく所定期日までに学費を納入しない者
- (2) 原級に留年したとき学年新学期開始後1ヵ月以内に何らの手続きもしない者
- (3) 第6条第1項に定める修業年限又は第17条に定める休学期間を経過した者
- (4) 死亡した者

#### 第4節 教育課程、履修方法及び試験

(教育課程及び履修方法)

第 24 条 教育課程及び履修方法は、各学部に関する規程に定める。

(他大学等における授業科目の履修)

第24条の2 学長は、教育上有益であると教授会が認め、その旨の意見を述べるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学等において授業科目を履修することを許可することができる。ただし、これにより修得した単位については30単位を上限として本学において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条の3 学長は、教育上有益であると教授会が認め、その旨の意見を述べるときは、本学の定めるところにより、学生が本学に入学する前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を上限として本学において修得したものとみなすことができる。

(授業の方法)

第 25 条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技等により行う。

2. 前項の授業を、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させること（以下、遠隔授業という）ができる。
3. 遠隔授業は、平成13年文部科学省告示第51号に基づき、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。
  - (1) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの（同時双方向型（テレビ会議方式））
  - (2) 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が学生等に対面することにより、又は教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問回答、添削指導、質疑応答による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、学生の意見の交換の機会が確保されているもの（オンデマンド型（インターネット配信方式））
4. 遠隔授業の実施に関する規程は、別に定める。

(授業期間及び単位の計算方法)

第 26 条 学年における授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2. 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を教室内及び教室外をあわせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。
  - (1) 講義及び演習については、教室内における15時間、22.5時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び体育実技等の授業については、実験、実習室等における30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(試験)

第 27 条 試験は履修した授業科目について、期間を定めて行う。

2. 学部長は、卒業試験のほか必要と認める試験を行うことができる。

3. 本節に定める規定のほか、試験に関する規程は、別に定める。

(単位の授与)

第 28 条 各授業科目の評価は、合格又は不合格とする。なお、合格した者は、当該授業科目の単位を修得する。

(再 試 験)

第 29 条 学部長は、試験に不合格の者に対し、再試験を行うことができる。

(追 試 験)

第 30 条 疾病その他やむを得ない事由により、試験当日に受験できなかった者（以下、未受験者という）は、その事由を明らかにして、学部長に届け出なければならない。

2. 学部長は、前項の届出により、やむを得ない事由があると認めたときは、当該未受験者に対し、追試験を行うことができる。

第 31 条 削除

### 第 5 節 卒業及び学位

(卒 業)

第 32 条 学長は、本学所定の修業年限以上在学し、卒業試験のほか各学部が指定する試験に合格した者を卒業と認め、これに卒業証書を授与する。

2. 卒業試験において、その試験の難易度その他一切の事情等を総合的に評価した上、合否を判定する。

(学 位)

第 33 条 学長は、前条第 1 項の者には、次のとおり学士の学位を授与する。

医 学 部 医 学 科 学 士 (医学)

医 療 科 学 部

医 療 検 査 学 科 学 士 (医療検査科学)

臨 床 検 査 学 科 学 士 (保健衛生学)

放 射 線 学 科 学 士 (診療放射線技術学)

臨 床 工 学 科 学 士 (臨床工学)

医 療 経 営 情 報 学 科 学 士 (医療経営情報学)

保 健 衛 生 学 部

看 護 学 科 学 士 (看護学)

リハビリテーション学科

理 学 療 法 専 攻 学 士 (理学療法学)

作 業 療 法 専 攻 学 士 (作業療法学)

### 第 6 節 学 費

(学 費)

第 34 条 本学の学費は、学部ごとに別表 2、別表 3 及び別表 4 のとおりとする。

2. いったん納入された学費は、一切返還しない。ただし、入学手続を完了した者のうち、所定の期日までに入学辞退届を提出することにより、入学時納

付金の返還を申し出た者には、入学金を除く納付金を返還する。

3. 学費は、社会情勢その他の事由により変更する場合がある。なお、変更した場合の変更後の学費は翌年度から適用される。

(納入期日)

第 35 条 学費は、当該学年に対応する分を当該学年内の 4 月末日までに納入しなければならない。

2. 学費納入に関する規程は、別に定める。

(学費の減免)

第 36 条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その年度の学費について当該各号に定める額を免除することができる。

- (1) 学費の未納を理由として除籍されたとき 学費全額
- (2) 前条第 1 項の納入期日までに学費未納の学生が死亡したとき 学費全額
- (3) 学年の末日までに翌学年の休学を願い出て、学長の許可を得たとき 翌学年の学費のうち授業料の半額

## 第 7 節 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人特別生

(委託生)

第 37 条 学長は、他の大学又は公共機関から委託生として推薦され、修学を委託された場合において、学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、委託生としてこれを許可することができる。

2. 委託生の入学資格は、第 12 条を準用する。
3. 学部長は、委託生が履修すべき授業科目及び単位について、委託者の希望を考慮の上、これを決定する。
4. 委託生は、その履修した科目の証明を求めることができる。ただし、委託生として取得した科目及び単位は正規の課程のものとして認定しない。
5. 委託生の入学手続き、学納金、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第 38 条 学長は、相当の学歴の者で、本学の授業科目中 1 科目又は数科目について聴講することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、聴講生としてこれを許可することができる。

2. 聴講生に対しては、当該授業科目の試験を行わない。
3. 聴講生の入学手続き、学納金、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第 39 条 学長は、本学の授業科目の一部を履修することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2. 科目等履修生の入学資格は、第 12 条を準用する。
3. 科目等履修生は、履修した授業科目につき第 27 条第 1 項に定める試験を受

けることができる。

4. 科目等履修生に対する単位の授与は、第28条を準用する。ただし、科目等履修生として在学した期間は、第6条に定める修業年限として換算することはできない。
5. 科目等履修生の入学手続き、学納金、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

(外国人特別生)

- 第 40 条 学長は、外国人で本章第2節の入学に関する規定によらずに、本学の授業科目中1科目又は数科目について学修を希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、外国人特別生としてこれを許可することができる。
2. 外国人特別生の入学手続き、学納金、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

(入 学 期)

- 第 41 条 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人特別生の入学期は、毎学期の始めとする。

(学則その他の規則の遵守)

- 第 42 条 特別の規定がない限り、本節に定めるもののほか、委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人特別生は、学則及びその他規則を遵守しなければならない。ただし、第6条、第7条、第16条から第24条の2まで、第27条から第36条まで、第44条及び第48条については、これを適用しない。

## 第8節 公開講座

(公 開 講 座)

- 第 43 条 学長は、必要に応じて公開講座を開設することができる。
2. 公開講座に関する規程は、別に定める。

## 第9節 賞 罰

(表 彰)

- 第 44 条 学長は、学業が特に優秀な者又は学生として他の模範となる行為をした者を表彰することができる。
2. 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲 戒)

- 第 45 条 学長は、学生が本学教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為をしたときは、教授会による調査、審議を経て、これを懲戒する。
2. 懲戒は、訓告、受験停止、停学及び退学とする。
  3. 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずる。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱すなど学生としての本分に反した者

4. 懲戒の手續に関する規程は、別に定める。

第 46 条 削除

### 第 10 節 福利厚生

(組 織)

第 47 条 学生の福利厚生を図るため、学生部を置く。

2. 学生部に関する規程は、別に定める。

(学 友 会)

第 48 条 学生の課外教育を推進するための組織として、教職員及び学生からなる学友会を置く。

2. 学友会の会長には学長、各所属団体の部長には教職員が、これにあたる。

3. 学友会に関する規程は、別に定める。

(保 健 施 設)

第 49 条 本学に健康管理室を置き、学生の健康管理を行う。

2. 健康管理に関する規程は、別に定める。

## 第 3 章 補 則

(学則の変更)

第 50 条 この学則を変更しようとするときは、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2. この学則は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、変更することがある。

## 附 則

1. この改正学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
2. 昭和 43 年 4 月 1 日施行の名古屋保健衛生大学学則はこれを廃止する。
3. 昭和 47 年 4 月 1 日施行の名古屋保健衛生大学医学部学則はこれを廃止する。
4. この改正学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
5. この改正学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
6. この改正学則は、昭和 56 年 1 月 24 日から施行する。
7. この改正学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
8. この改正学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
9. この改正学則は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。
10. この改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
11. この改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
12. この改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

13. この改正学則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。
14. この改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
15. この改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
16. この改正学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
17. この改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
18. この改正学則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。
19. この改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、第 7 条（収容定員）のうちリハビリテーション学科編入学定員については、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
20. この改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
21. この改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、第 7 条（収容定員）のうち臨床工学科編入学定員については、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
22. この改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
23. この改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
24. この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
25. この改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
26. この改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
27. この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 7 条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成 36 年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
27	115 人	665 人
28	115 人	670 人
29	115 人	675 人
30	115 人	680 人
31	115 人	685 人
32	110 人	685 人
33	110 人	680 人
34	110 人	675 人
35	110 人	670 人
36	110 人	665 人

28. この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
29. この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
30. この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 7 条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成 36 年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
28	120 人	675 人

29	120 人	685 人
30	120 人	695 人
31	120 人	705 人
32	110 人	705 人
33	110 人	700 人
34	110 人	690 人
35	110 人	680 人
36	110 人	670 人

31. この改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

32. この改正学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

33. この改正学則は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。

34. この改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この改正により定められる第 7 条の収容定員は、平成 31 年度、平成 32 年度及び平成 33 年度においては、それぞれ次のとおりとする。

平成 31 年度 収容定員

医療科学部	医療検査学科	140 人
	臨床検査学科	360 人
	放射線学科	255 人
	臨床工学科	150 人
	医療経営情報学科	120 人
保健衛生学部	看護学科	495 人
	リハビリテーション学科	
	理学療法専攻	235 人
	作業療法専攻	165 人

平成 32 年度 収容定員

医療科学部	医療検査学科	280 人
	臨床検査学科	240 人
	放射線学科	290 人
	臨床工学科	100 人
	医療経営情報学科	80 人
保健衛生学部	看護学科	510 人
	リハビリテーション学科	
	理学療法専攻	250 人
	作業療法専攻	170 人

平成 33 年度 収容定員

医療科学部	医療検査学科	420 人
	臨床検査学科	120 人

	放射線学科	325 人
	臨床工学科	50 人
	医療経営情報学科	40 人
保健衛生学部	看護学科	525 人
	リハビリテーション学科	
	理学療法専攻	265 人
	作業療法専攻	175 人

35. この改正学則は、令和元年9月1日から施行する。

36. この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和8年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
2	120 人	715 人
3	120 人	720 人
4	110 人	710 人
5	110 人	700 人
6	110 人	690 人
7	110 人	680 人
8	110 人	670 人

37. この改正学則は、令和3年1月1日から施行する。

38. この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和9年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和4	120人	720人
令和5	110人	710人
令和6	110人	700人
令和7	110人	690人
令和8	110人	680人
令和9	110人	670人

別表1 学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的

学部及び学科	人材の養成に関する目的
医学部 医学科	「独創一理」の建学の理念の下に、「リサーチマインドの涵養」、「グローバル化」、「医療、介護、最先端医療、地域医療を担う新医療人」という医学教育改革の三本柱を基軸とした教育プログラムにより、医学・医療の様々な分野で

	リーダーとなり得る、独創的な学究精神と国際的視野を持った謙虚で誠実な「良き医療人」を育成する。
医療科学部	「独創一理」の建学の理念の下に、人間の生命を尊重する高い倫理観と心豊かな幅広い人間性を培い、臨床検査学、臨床工学、放射線学及び医療経営情報学の専門知識と高度な技術の修得をもとに、専門職連携を实践でき、それぞれの分野で未来を創造できる心優しき知的医療プロフェッショナルとなり得る「良き医療人」を育成する。
医療検査学科	2年次までの基礎医学を中心とした共通カリキュラムによる幅広い視野のもと、3年次からの専門職養成プログラムにより臨床検査学、臨床工学を实践するための専門知識と高度な技術を修得し、専門職連携に必要な能力を身につけ、確固たる倫理観に基づいて患者本位の医療とその向上に尽くす臨床検査技師及び臨床工学技士を育成する。
臨床検査学科	医学、臨床検査学の分野に共通する知識や技術を習得し、専門職連携に必要なアセンブリ精神と豊かな思考力及び創造力を身につけ、確固たる倫理観に基づいて医療技術者としての社会的使命を全うできる臨床検査技師を育成する。
放射線学科	テクノロジーの進化が目覚ましい医用画像検査及び放射線治療において、高度化・専門化に迅速かつ的確に対応できる放射線のスペシャリストになるために、専門職連携の精神を培い、卓越した専門知識と最先端の放射線技術を兼ね備えた診療放射線技師を育成する。
臨床工学科	臨床工学分野の高度な専門知識と技術力を有し、EBM（Evidence-based medicine, 根拠に基づいた医療）を实践することにより、患者本位の最適で最良の技術を提供又は最先端の医療機器開発に貢献できる実践能力に優れた臨床工学技士を育成する。
医療経営情報学科	医学・医療、情報処理・分析、及び経営・管理について専門的知識と医療情報管理の实践的技術を修得し、医療経営企画、診療情報管理又は医療情報システムの様々な部門で、情報活用力とマネジメント力を発揮し、医療の経営を支え貢献できる人材を育成する。
保健衛生学部	「独創一理」の建学の理念の下に、人間の生命を尊重する高い倫理観と心豊かな幅広い人間性を培い、看護学、リハビリテーション学の専門知識と技術の修得をもとに、最先端医療が充実した本学大学病院及び医療と介護を結ぶ地域包括ケア中核センターでの学びを通じて、専門職連携を实践でき、先進医療から地域医療、福祉連携まで広く社会に貢献できる「良き医療人」を育成する。
看護学科	細分化され高度化された医療や福祉の現場では、各分野の

	<p>スペシャリストが必要とされることから、本学大学病院と地域包括ケア中核センター等での多岐に及ぶ実践的教育を通じて、基礎的な知識・技術・態度を身につけ、様々な健康レベルにある対象者を総合的に理解し、保健・医療・福祉の各現場でチームの一員として活躍できる看護師及び保健師を育成する。</p>
リハビリテーション学科	<p>先進のリハビリテーション教育プログラムである「COSPIRE（コスパイア）」により、科学的な視点に基づく高度な臨床能力、医療従事者として大切な倫理観とコミュニケーション力を養い、豊富な臨床実習による経験から高い実践能力を身につけ、社会のニーズに高い次元で対応できる理学療法士及び作業療法士を育成する。</p>

## 別表2 医学部学費

1. 平成29年度入学者から適用する。ただし、平成28年度以前の入学者については、入学時の学費が適用される

入 学 金	入学時	1,500,000 円
授 業 料	年額	2,500,000 円
実験実習教材費	1年次	500,000 円
	2年次以降	1,000,000 円
教育充実費	1年次	1,800,000 円
	2年次以降	1,200,000 円

## 別表3 医療科学部学費

1. 平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前の医療科学部入学者については、入学時の学費が適用される。

入 学 金	入学時	300,000 円
授 業 料	年額	800,000 円
実験実習教材費	1年次	250,000 円
	2年次以降	300,000 円
教育充実費	1年次	300,000 円
	2年次以降	400,000 円

## 別表4 保健衛生学部学費

1. 平成31年度入学者から適用する。ただし、平成31年度に医療科学部から転籍した学

生については、入学時の学費が適用される。

入 学 金	入学時	300,000 円
授 業 料	年額	800,000 円
実験実習教材費	1 年次	300,000 円
	2 年次以降	350,000 円
教育充実費	1 年次	300,000 円
	2 年次以降	400,000 円

# 藤田医科大学医学部規程

昭和51年規程第2号

施行 昭和51年4月1日

改正 令和3年4月1日

(総 則)

第 1 条 藤田医科大学学則第24条に基づき、次のとおり教育課程及び履修方法について定める。

(教 育 課 程)

第 2 条 医学部では、医療人としてのプロフェッショナリズム、コミュニケーション能力、独創的探究心を涵養し、社会と医療、医学知識、診療と実践、専門職連携についての知識・技能・態度の修得を目的とした教育を行う。

(授業科目及び単位)

第 3 条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履 修)

第 4 条 学部長は、学生がその在学年数における履修すべき授業科目を修得しないときは、翌年の授業への出席を認めないことができる。

(履修科目の評価)

第 5 条 履修科目の評価は、次の各号のとおりとする。

- (1) S (90点以上100点以下)
- (2) A (80点以上90点未満)
- (3) B (70点以上80点未満)
- (4) C (60点以上70点未満)
- (5) D (60点未満)

2. 前項第1号から第4号までを合格とし、同第5号を不合格とする。

(試験及び受験手続)

第 6 条 試験及び受験に関する事項は、藤田医科大学医学部試験に関する規程（平成31年規程第15号）の定めるところによる。

(卒 業 資 格)

第 7 条 医学部の定める授業科目をすべて履修し、卒業試験のほか医学部の指定する試験に合格しなければならない。

2. 特別教育活動（アセンブリ）の出席すべき時間数が充分でない者については、原則として卒業を認めない。なお、特別教育活動の履修については、別に定める。

(改 正)

第 8 条 この規程を改正しようとするときは、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2. この規程は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、改正することがある。

## 附 則

1. この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
3. この改正規程は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。
4. この改正規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
5. この改正規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
6. この改正規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 7 年度入学者から適用する。
7. この改正規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
8. この改正規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 12 年度入学者から適用する。
9. この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 17 年度入学者から適用する。
10. この改正規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 20 年度入学者から適用する。
11. この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 24 年度入学者から適用する。
12. この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 25 年度入学者から適用する。
13. この改正規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 26 年度入学者から適用する。
14. この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 27 年度入学者から適用する。
15. この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
16. この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 28 年度入学者から適用する。
17. この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 29 年度入学者から適用する。
18. この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 30 年度入学者から適用する。
19. この改正規程は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。
20. この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は平成 31 年度入学者から適用する。
21. この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、別表 1 は令和 2 年度入学者から適用する。
22. この改正規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
23. この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 医学部医学科教育課程

〈第1学年〉

コ ー ス	授 業 科 目	修得単位	備 考
医療人の教養	近現代文学	4	8科目中 2科目以上 4単位選択必修  各科目とも前期・後期 各1単位開講
	論理学		
	人類学		
	社会学		
	歴史学		
	教育学		
	法学		
	経済学		
	スポーツ科学	1	実習を含む
外国語 I	英語	3	
	Medical English I	0.5	
	ドイツ語	2	4科目中1科目選択 必修
	フランス語		
	中国語		
	ポルトガル語		
情報の基盤	基礎データサイエンス	2	演習を含む
科学研究の基礎 I	読書ゼミナール	0.5	演習を含む
人の行動と心理 I	人の行動と心理 I	1	
医療人の プロフェッショナリズム I	医学教育入門	1	演習を含む
	生老病死の人間学	1	
	生命倫理学	1	
	プロフェッショナリズム I	0.5	演習・実習を含む
	早期臨床体験	1	実習を含む
生命の科学的基盤	生命科学	2.5	実習を含む
	物理学	2.5	演習を含む
	化学	2.5	実習を含む
人体の構造と機能 I	細胞の生理	1	実習を含む
	細胞から個体へ	3.5	実習を含む
	人体の構造 I	5	実習を含む
計		35.5	

<第2学年>

コース	授業科目	修得単位	備考
外国語Ⅱ	Medical EnglishⅡ	1	
科学研究の基礎Ⅱ	Human Biology	1	演習を含む
人の行動と心理Ⅱ	人の行動と心理Ⅱ	1	
医療人のプロフェッショナリズムⅡ	プロフェッショナリズムⅡ	0.5	演習・実習を含む
人体の構造と機能Ⅱ	人体の構造Ⅱ	3	実習を含む
	人体の生理	8	実習を含む
	人体を構成する物質と化学反応	4.5	実習を含む
	生体と薬物	4	実習を含む
病因と病態Ⅰ	病気と生体応答	3	実習を含む
	疾患の遺伝的要素	1	
	アレルギーと生体防御	1.5	
病因と病態Ⅱ	細菌・真菌と感染	3.5	実習を含む
	ウイルス・寄生虫と感染	3.0	実習を含む
社会と医療Ⅰ	疫学	1	演習を含む
	医学統計学	1	演習を含む
計		37.0	

<第3学年>

コース	授 業 科 目	修得単位	備 考
外国語Ⅲ	Medical EnglishⅢ	1	
科学研究の基礎Ⅲ	医学研究入門	1	
	医学研究演習	6	
医療人のプロフェッショナリズムⅢ	プロフェッショナリズムⅢ	0.5	演習・実習を含む
病因と病態Ⅲ	臓器の疾患と生体応答	1.5	実習を含む
社会と医療Ⅱ	予防医学	2	実習を含む
	公衆衛生学	2	実習を含む
診療と診断の基本Ⅰ	臨床検査	1.5	
	画像診断Ⅰ	1	
	P B LⅠ	1	演習を含む
	基本的診療技能Ⅰ	0.5	実習を含む
臨床医学系	救急医学	1	
	東洋医学	0.5	
	血液系	1	
	神経系	1.5	
	運動器系	2	
	循環器系	2.5	
	呼吸器系	1	
	消化器系	4	
	腎臓内科系	1	
	腎・尿路・生殖器外科系	1	
	女性生殖器系	1.5	
	内分泌代謝系・乳腺疾患	2	
	精神・行動系	1.5	
	膠原病系	1	
	感染症系	1	
	腫瘍の病態、診断と治療	1	
成長・発達・小児系	3		
計		44.5	

<第4学年>

コース	授業科目	修得単位	備考
病因と病態Ⅳ	病態病理実習	0.5	実習を含む
社会と医療Ⅲ	地域医療・介護	0.5	
	法医学	2	
診療と診断の基本Ⅱ	画像診断Ⅱ	2	
	PBLⅡ	1	演習を含む
	基本的診療技能Ⅱ	2	実習を含む
臨床医学系	症候・病態	1	
	周術期医学	2	
	リハビリテーション医学	1	
	皮膚・形成系	1	
	眼・視覚系	1	
	耳鼻咽喉・口腔系	1	
	緩和ケア	1	
	加齢・高齢者系	0.5	
	臨床実習	※	実習を含む
計		16.5	

※……当該学年で授業は行われるが、単位は認定しない。

<第5学年>

コース	授業科目	修得単位	備考
臨床医学系	臨床実習	65	実習を含む
計		65	

<第6学年>

コース	授業科目	修得単位	備考
総合医学系	選択制臨床実習	8	実習を含む
	総合医学	4	
計		12	

6学年合計		210.5	
-------	--	-------	--

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### 1. 学則変更（収容定員変更）の内容

令和4年度、医学部医学科の入学定員を110名から120名に変更する。これに伴い、収容定員も変動するため、附則38として以下を追加する。

附則38. この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和9年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和4	120人	720人
令和5	110人	710人
令和6	110人	700人
令和7	110人	690人
令和8	110人	680人
令和9	110人	670人

### 2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」で、地域の医師確保の必要性が示されたが、当時、本学では地域医療を担う医師の養成ができる環境を整備できず、定員増を見送ってきた。しかし、平成24年に寄附講座「豊田市・藤田保健衛生大学連携地域学」（当時の名称）、平成25年には学校法人として初めて介護事業者の認可を受けた「地域包括ケア中核センター」、平成26年には「地域連携教育推進センター」を相次いで設置するなど、地域医療に貢献する人材育成環境が整ったことから、愛知県との協議の結果、平成27年度から7年間にわたって、医学部入学定員を10名増員してきた（初年度は5名）。

今回、令和3年9月1日付の文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知を受け、愛知県と協議した結果、愛知県内の地域医療を担う医師を確保するためこれに呼応し、新たに令和4年度も10名の定員増を実施することとした。

### 3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

基本的には、これまで実施してきた教育課程に変更はない。具体的には、地域枠で入学した地域医療を担う意欲ある学生に対し、入学後速やかに地域医療に対する強い熱意と使命感を涵養させるため、地域枠入学生は、1～3年次では「課外授業（参加を義務付け）」として、夏季、年末年始、春季の休暇期間中に1週間にわたり、寄附講座「豊田市・藤田医科大学連携地域学」が中心となり、愛知県三河地域の小病院やへき地診療所で現場を体験させ、地域社会における医療の現状を学ばせる。

4～5年次の「臨床実習」は、愛知県医師会の協力を得て、地域医療の担い手である家庭医（在宅医療、老健施設含む）などでの実習や、100～300床規模の地域の中核病院で実習を行い、地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解させ、実践に必要な能力を身につけさせる。

さらに6年次は、「選択制総合実習」で、愛知県内の公立病院で参加型臨床実習を行い、6年間を通して地域医療の現場に身を置く教育プログラムを提供する。

なお、今回の学則変更に伴う教員組織および施設・設備に関する変更はない。

以上

## 目 次

1. 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況・・・・・・・・・・ P 2
2. 人材需要の動向等社会の要請・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### (1) 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

#### ① 学生確保の見通し

##### ア 定員充足の見込み

愛知県内では、本学を含む国公立大学4大学ですでに地域枠を導入している。学費面および学生募集の条件等が、本学と比較的近い県内私立医科大学の地域枠入試の志願者数を調査した結果、2021年度は60名(定員10名)、2020年は47名(定員10名)、と堅調であることから、一定数の志願者確保、および医学教育を受けるにふさわしい能力・意欲を有した入学者の確保が期待できる。(資料1)

##### イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

過去3年間の医学部志願者は、国公立大学では、21,883名(2021年度)、22,145名(2020年度)、25,471名(2019年度)、私立医科大学においては、91,225名(2021年度)、100,610名(2020年度)、102,897名(2019年度)、と推移しており、志願者動向はやや減少傾向にあるものの、依然として高い入試倍率をキープしている。(資料2)

本学では、地域枠入試における志願者は年々増加傾向であり、2021年度は10名の定員に対して319名の志願者があったことから、今後も大幅な志願者の落ち込みは想定できない。(資料3)

##### ウ 学生納付金の設定の考え方

医学部志望の受験生が、私立医科大学を志望する上で、高額な学費が大きな障害となる。本学は平成28年度には3,620万円だった6年間の学費を、平成29年度入学者から2,980万円に下げ、受験生を持つ家庭の経済的負担を軽減してきた。愛知県からの6年間分の修学資金は1,110万円であり、これに本学からの6年間分の修学資金900万円を加えると、学生の負担は1,000万円未満となり、本学・愛知県・学生の3者が、ほぼ均等に3分の1ずつ負担し、地域医療に貢献することになる。

#### ② 学生確保に向けた具体的な取組状況

愛知県の地域枠入試は、出身都道府県を問わず、また高等学校既卒者も志願することができるため、全国各地のより広いマーケットから志願者を募集することを可能としている。これに合わせて、試験会場も名古屋・東京・大阪の3会場のどこでも受験することができるようにしている。また、一般入試の前期と後期で分けて募集するが、特に後期については、国公立の医科大学志望者のうち、その時点(3月

上旬) でまだ進路が決まらない受験生も本学地域枠のターゲットにすることを意図して、入試日程を設定している。

## (2) 人材需要の動向等社会の要請

### ① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

本学では、今後さらに進む高齢社会に対応するために、医療のみにとどまらず、地域住民や行政との連携を前提とした介護・福祉の分野も見渡すことができる人材を育成して地域貢献することをビジョンの一つとして明確に打ち出している。それを実現するために、愛知県や豊田市から資金援助を受けて設置した寄附講座や、愛知県医師会の協力を得て行っている地域医療実習などを学生に提供し、知識や体験を通じて地域医療の必要性や課題を考えさせる場を用意している。

もとより、本学の卒業生の中には、地域の医師会役員としての役割を担う者も多く、今後はさらに多くの卒業生がこうした活動に積極的に携わり、地域医療の底上げに大きく貢献することが期待できる。(資料4)

### ② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

愛知県医療施設従事医師数(平成30年時点)は、人口10万人対212.9名と全国平均の248.7名に比して85.6%にとどまる。(資料5)。愛知県の医療水準を全国平均まで引き上げるためには、地域医療を担う人材を養成し供給する必要がある。本学は愛知県の地域医療に貢献しようとする志をもった者を、地域枠による入試で選抜し、6年間を通じて地域医療の現場に身を置く教育プログラムの提供により、愛知県の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医師の育成を図る。令和2年の文部科学省医学教育課の調査によれば、地域枠等卒業生の地域定着率は94.7%であり、それ以外の卒業生の41.3%に対し、定着率が高いとされており(資料6)、さらに、同じく令和2年度の厚生労働省の調査によれば、地域枠入学者は地域枠プログラムを設置する都道府県で臨床研修および臨床研修修了後の研修・勤務を希望する割合が多い、という結果が出ていることから、十分な効果が期待できると思われる。(資料7)

以上

## 2021年度入試結果

学部   学科	入試名	倍率		募集人数	志願者数	受験者数	合格者		
		2021	2020				総数	女子%	現役%
医学部	全選抜合計	7.6	9.7	115	3189	3114	409	43	23
医学部	一般選抜合計	7.8	10.2	90	3055	2981	382	41	20
医学部	学校推薦型選抜合計	4.9	3.8	25	134	133	27	59	63
医学部	共テ合計	7.5	12.2	25	811	802	107	50	24
医学部   医学科	一般選抜	7.9	9.5	65	2244	2179	275	38	18
医学部   医学科	共テ前期	8.7	15.5	15	713	705	81	48	23
医学部   医学科	共テ後期	4.8	6.5	5	63	62	13	46	15
医学部   医学科	共テ課す学校推薦型／地域特別B	2.7	2.2	5	35	35	13	62	38
医学部   医学科	共テ免除学校推薦型／公募	5.3	4.4	20	106	105	20	60	55
医学部   医学科	共テ免除学校推薦型／地域特別A	5.0	2.8	5	25	25	5	60	80
医学部   医学科	国際バカロレア	1.5	1.0	若干	3	3	2	50	100

## 2020年度入試結果

学部   学科	入試名	倍率		募集人数	志願者数	受験者数	合格者		
		2020	2019				総数	女子%	現役%
医学部	全入試合計	9.7	7.9	115	3521	3454	356	37	
医学部	一般入試合計	10.2	8.1	90	3416	3349	328	36	15
医学部	推薦入試合計	3.8	5.5	25	105	105	28	46	
医学部	セテ合計	12.2	9.2	25	1056	1045	86	47	26
医学部   医学科	一般入試	9.5	7.7	65	2360	2304	242	32	11
医学部   医学科	セテ前期	15.5	10.5	15	955	947	61	41	20
医学部   医学科	セテ後期	6.5	6.1	5	68	65	10	60	30
医学部   医学科	セテ地域特別B方式	2.2	2.8	5	33	33	15	60	47
医学部   医学科	公募推薦	4.4	5.3	20	88	88	20	45	45
医学部   医学科	公募地域特別A方式	2.8	7.0	5	14	14	5	40	80
医学部   医学科	国際バカロレア	1.0	1.0		3	3	3	67	

出典 大学受験パスナビ

[https://passnavi.evidus.com/search\\_univ/3610/bairitsu.html](https://passnavi.evidus.com/search_univ/3610/bairitsu.html)

国公立大学医学部医学科  
一般入試における延べ志願者数（過去3年）

日程	志願者数 (A)		
	19年	20年	21年
前期日程	16,390	14,741	14,773
後期日程	9,081	7,404	7,110

※河合塾調べ（5月21日現在）

私立大学医学部医学科  
一般入試における延べ志願者数（過去3年）

	志願者数 (A)		
	19年	20年	21年
全体	102,897	100,610	91,225
一般方式	85,488	84,428	79,922
共通テスト方式	17,409	16,182	11,303
一期	89,671	89,175	79,928
二期	13,226	11,435	11,297

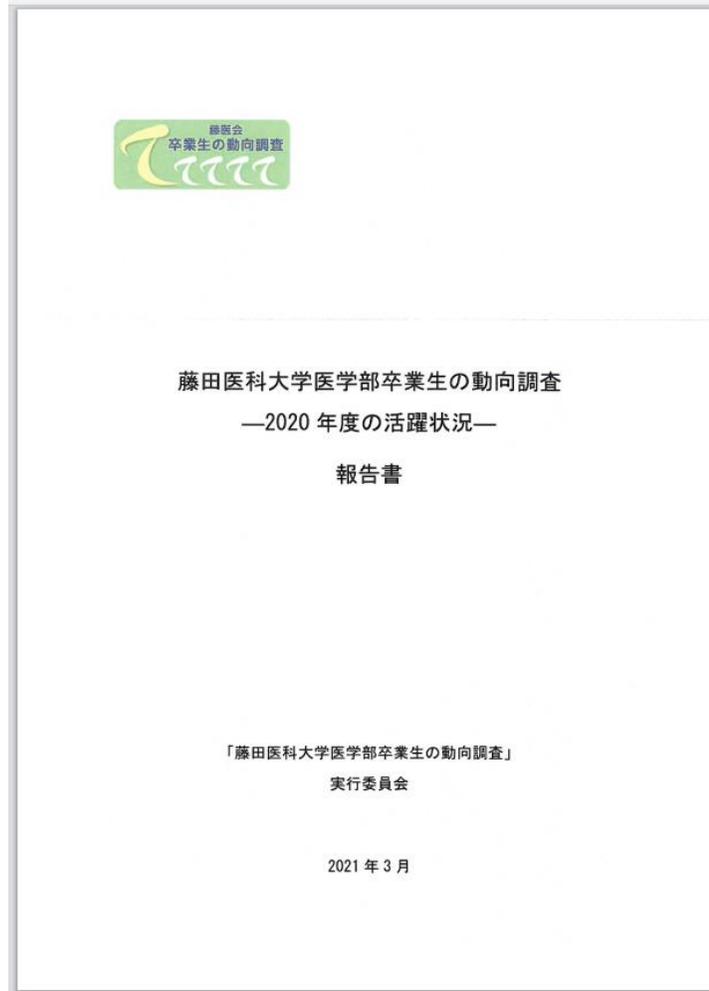
※河合塾調べ（5月24日現在）

## 本学の愛知県地域枠入試 志願者数推移

(人)

	募集人数	志願者数	受験者数	最終合格者数	入学者数
2016年	5	127	123	8	5
2017年	10	164	159	21	10
2018年	10	327	320	43	10
2019年	10	241	237	33	9
2020年	10	400	387	38	10
2021年	10	319	308	32	10

## 本学医学部卒業生動向調査の結果（抜粋）



表IV-10. 地区医師会の役員別、回答者数

地区医師会の役員	回答者
はい	269 (31.4)
いいえ	588 (68.6)
不明	50
計	907

人数(不明を除く計に対する割合:%)

集計対象:「開業」の回答者

表IV-11. 県の医師会の役員別、回答者数

県の医師会の役員	回答者
はい	72 (8.5)
いいえ	776 (91.5)
不明	59
計	907

人数(不明を除く計に対する割合:%)

集計対象:「開業」の回答者

人口10万対医療施設従事医師・歯科医師数及び薬局・医療施設従事薬剤師数

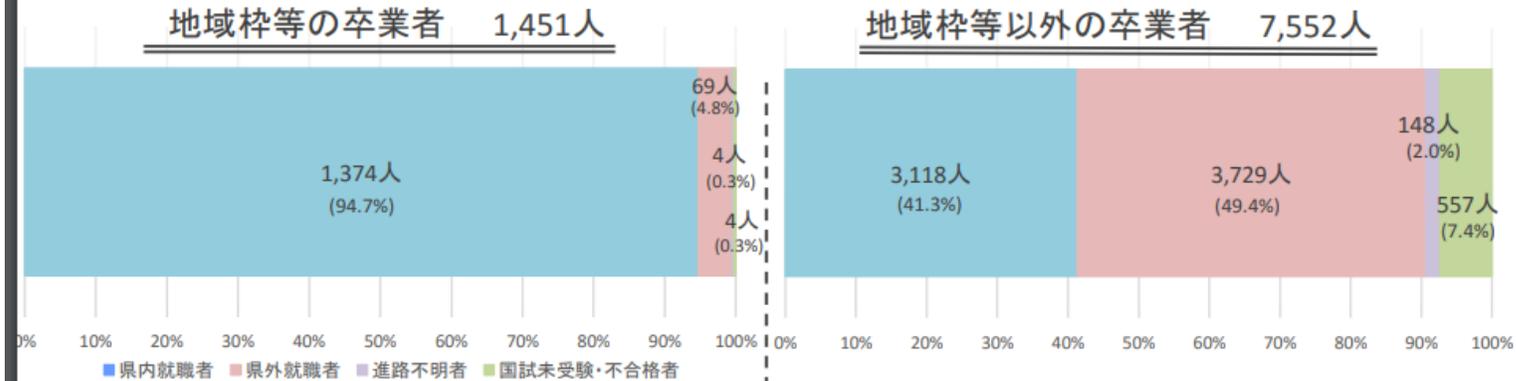
単位(人)		平成12月31日現在											
		医療施設に従事する医師数				医療施設に従事する歯科医師数				薬局・医療施設に従事する薬剤師数			
		平成24 (2012)	28 ('14)	28 ('16)	30 ('18)	平成24 (2012)	28 ('14)	28 ('16)	30 ('18)	平成24 (2012)	28 ('14)	28 ('16)	30 ('18)
全	国	228.2	233.8	240.1	248.7	73.2	73.4	80.0	80.5	181.2	170.0	181.3	190.1
北	海	224.8	230.2	238.3	243.1	78.8	80.2	80.4	80.8	154.9	163.8	175.8	184.3
青	森	184.5	193.3	198.2	203.3	58.0	58.5	58.8	55.8	128.4	133.8	143.5	153.0
岩	手	189.8	192.0	193.8	201.7	75.7	78.9	77.1	78.8	138.1	141.4	150.2	163.4
宮	城	218.3	221.2	231.9	238.4	75.9	78.2	78.5	78.1	161.5	168.5	182.9	188.8
茨	田	207.5	218.2	223.5	234.0	57.8	58.8	61.4	63.8	154.7	162.7	171.1	179.8
山	形	210.0	215.0	219.5	228.0	58.1	59.7	60.2	61.2	132.3	142.2	149.8	160.1
福	島	178.7	188.8	195.7	204.9	64.9	69.3	69.8	71.3	138.2	144.8	155.0	161.9
茨	城	167.0	169.8	180.4	187.5	65.0	65.8	65.9	67.0	151.9	159.7	167.4	172.9
栃	木	205.0	212.8	218.0	228.1	64.7	65.8	69.2	68.4	141.7	151.8	158.2	172.1
群	馬	214.9	218.9	225.2	228.3	69.2	69.7	70.9	71.3	138.4	148.8	159.0	168.3
埼	玉	148.2	152.8	160.1	169.8	69.2	70.4	71.4	71.9	144.8	153.3	165.8	175.8
千	葉	172.7	182.9	189.9	194.1	80.4	81.3	81.7	81.1	134.7	165.0	178.2	188.9
京	京	295.7	304.5	304.2	307.5	117.8	118.4	118.2	115.9	198.1	207.1	218.3	228.3
神	奈	193.7	201.7	205.4	212.4	78.9	79.5	77.8	78.1	174.0	187.7	197.3	202.9
新	潟	182.1	188.2	191.9	197.9	85.0	85.7	88.0	88.4	142.9	151.1	160.8	167.2
富	山	232.8	234.9	241.8	254.4	58.0	58.4	59.0	59.9	147.0	154.1	159.7	168.5
石	川	264.1	270.8	280.8	284.1	55.5	58.8	58.8	59.8	181.9	189.3	178.5	181.5
福	井	238.3	240.0	245.8	252.8	53.1	52.9	54.7	57.0	128.4	140.5	145.1	152.2
山	梨	218.0	222.4	231.8	239.2	67.3	70.5	71.1	73.8	149.4	158.0	169.2	181.4
長	野	211.4	218.8	228.2	233.1	72.5	73.4	75.0	77.1	158.2	165.2	175.0	182.8
岐	阜	195.4	202.9	208.9	215.1	77.4	78.0	81.0	83.0	142.5	151.8	158.0	163.1
静	岡	188.5	193.9	200.8	210.2	60.5	61.2	62.9	65.8	150.2	158.8	169.0	177.8
愛	知	198.1	202.1	207.7	212.9	72.8	72.8	73.8	74.1	141.7	149.1	157.9	168.3
三	重	197.3	207.3	217.0	223.4	61.8	63.3	64.3	64.7	135.7	145.9	158.7	167.4
滋	賀	204.7	211.7	220.9	227.8	55.3	55.4	58.0	54.9	149.1	158.0	170.5	182.0

京	都	298.7	307.9	314.9	323.3	89.9	71.1	71.8	72.9	147.0	158.3	172.8	181.5
大	阪	258.7	281.8	270.4	277.0	84.7	85.8	88.4	88.7	173.0	178.7	197.1	208.9
兵	庫	2288	2321	242.4	252.2	88.0	89.7	89.8	71.8	188.1	199.2	214.0	223.2
香	川	217.9	225.7	243.1	258.5	64.5	67.0	67.1	68.8	157.7	143.8	163.8	168.9
和	歌	289.2	277.4	290.1	302.1	72.5	74.5	73.3	75.2	158.7	164.3	181.9	187.8
鳥	取	279.8	289.5	298.1	304.8	58.1	61.0	59.8	60.9	152.4	159.8	168.4	181.4
島	根	262.1	285.1	272.3	288.3	58.3	58.8	57.8	58.2	143.7	158.0	162.2	173.8
四	山	277.1	287.8	300.4	308.2	87.3	88.8	89.0	90.9	154.8	168.2	175.8	182.3
広	島	245.5	252.2	254.8	258.8	83.8	88.7	88.4	89.8	184.1	193.8	200.9	213.1
山	口	241.4	244.8	248.5	252.9	88.3	88.7	89.0	70.1	179.5	187.0	200.7	208.9
徳	島	298.3	303.3	315.9	329.5	99.8	101.2	103.1	107.8	199.5	210.9	220.9	233.8
香	川	280.4	288.3	278.0	282.5	72.7	72.3	73.5	73.5	174.8	188.1	199.4	208.1
愛	媛	244.1	254.3	282.5	289.2	65.8	68.7	68.2	67.4	149.9	158.5	170.0	182.3
高	知	284.0	293.0	308.0	318.9	85.4	88.2	89.5	72.0	181.8	185.8	192.2	205.2
福	岡	283.0	292.9	297.8	302.8	101.7	104.1	101.9	103.5	177.1	182.8	195.7	205.7
佐	賀	249.8	268.1	278.8	280.0	70.5	74.1	73.2	70.8	174.5	178.4	191.9	200.2
長	崎	275.8	287.7	295.7	308.3	83.0	85.3	85.7	85.3	180.9	170.8	178.8	183.5
原	本	288.4	275.3	281.9	289.8	72.1	74.5	75.3	74.4	150.2	163.9	171.5	183.7
大	分	258.5	280.8	288.5	275.2	83.8	83.2	83.5	84.5	151.8	158.4	164.8	171.0
宮	崎	228.0	233.2	238.4	248.8	62.9	64.3	63.5	65.7	142.2	148.5	152.4	168.8
鹿	嶋	240.7	247.8	262.9	270.8	74.3	74.8	79.0	78.9	148.8	158.5	168.4	173.2
沖	縄	233.1	241.5	243.1	240.7	58.5	57.8	57.8	58.0	125.3	131.0	134.7	139.4

出典 厚生労働省「平成30年(2018年)医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」統計表  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/18/dl/toukeihyo.pdf>

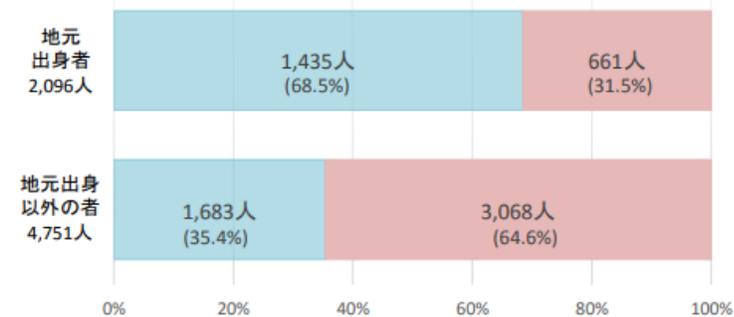
## 平成30年度卒業者の就職状況

- 地域枠等の卒業の方が、地域枠等以外の卒業より県内就職<sup>(※)</sup>率が高い。
- 地元出身の方が、地元出身以外の者より県内就職率が高い。
- 地域枠等の卒業生の方が、地域枠等以外の卒業より国試合格率が高い。



- ※「県内就職」とは、卒業した医学部の所在する都道府県内での就職をいう。
- ◆「地域枠等」とは、医学部定員増の要件としての枠だけでなく、卒後一定期間、地域医療に従事する意思をもつ学生に関するあらゆる枠をいう。具体的には以下の通り。
- 地域枠
- (1)入試枠 ①卒後一定期間、指定された地域において医師として従事すること(従事要件)を出願要件の1つとする医学部入学試験における募集枠  
②従事要件付きの修学資金を受給すること(受給要件)を出願要件の1つとする医学部入学試験における募集枠
- (2)修学資金枠 ③都道府県が医学部臨時定員増に伴い設置したもの  
④大学が独自に設置したもの
- 地元出身者枠
- ⑤医学部生を対象に、特定の地域の出身者であること(地元要件)を出願要件の1つとする医学部入学試験における募集枠
- ◆受給要件に紐づいた地域枠等の卒業生については、都道府県等との契約において、卒業後に指定された地域で医師として従事するなどの義務を履行中の者、猶予中の者を県内就職者、当該義務を不履行の者を県外就職者として扱った。
- ◆右図において「地元出身」とは、医学部の所在する都道府県内の高校出身者をいう。

## ◇地域枠等以外の卒業生(県内就職者・県外就職者)を地元出身かどうかで分類すると



(文部科学省医学教育課調べ) 6

### 地域枠と地域枠以外の地元出身者の定着割合

- 地域枠の入学者は、地域枠プログラムを設置する都道府県で、臨床研修および臨床研修修了後の研修・勤務を希望する割合が高い。
- また、地域枠以外の地元出身者（大学と出身地が同じ都道府県の者）は、出身大学と同じ都道府県で、臨床研修や臨床研修修了後の研修・勤務を希望する割合が高い。
- 地域枠\*：地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠であり、奨学金の有無を問わない。

	臨床研修を行った主たる都道府県		臨床研修修了後に勤務する都道府県	
	A県/卒業生		A県/卒業生	
	人数	割合	人数	割合
①A県地域枠	1164/1325	87.8%	1163/1325	87.8%
②県またぎを除くA県地域枠	1094/1207	90.6%	1094/1207	90.6%
内) 奨学金貸与あり	854/933	91.5%	856/933	91.7%
内) 奨学金貸与なし	240/274	87.6%	238/274	86.9%
③A県地域枠・ 出身地A県・大学A県（地元出身者）	932/1001	93.1%	927/1001	92.6%
④地域枠以外・ 出身地A県・大学A県（地元出身者）	4132/5463	75.6%	4269/5463	78.1%
⑤地域枠以外・ 出身地B県・大学A県	4194/10963	38.3%	4232/10963	38.6%

※1 出身地又は大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外。

出典：臨床研修修了者アンケート調査（平成29～31年）厚生労働省調べ

※2 出身地：高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県。

※3 防衛医科大学及び産業医科大学は除外。自治医科大学については地域枠についてのみ除外。

※4 A県は任意の都道府県。B県はA県以外の都道府県。

## 学 長 の 氏 名 等

調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額 基本給 (千円)	現職 (就任年月)
—	学長	ユザワ ユキオ 湯澤 由紀夫 (令和3年7月)		医学博士		藤田医科大学 学長 (令和3年7月～令和5年3月)